

湖西市国民健康保険税の課税限度額等の引き上げについて

1 改定の要旨

被保険者間の保険税負担の公平の確保と中間所得者の負担軽減を図るため、令和7年3月末までに地方税法施行令が改正される予定です。

この改正により、国民健康保険税の課税限度額は、基礎課税分が「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金分が「24万円」から「26万円」に引き上げられる予定です。

本市においても、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額を改正する予定です。

施行期日 令和7年4月1日（予定）
地方税法施行令改正による

2 保険税率等

国民健康保険税の区分		令和6年度	令和7年度
所得割	基礎課税分	5.6%	5.9%
	後期高齢者支援金分	2.0%	2.1%
	介護納付金分	1.7%	1.8%
資産割	基礎課税分		
	後期高齢者支援金分		
	介護納付金分		
均等割	基礎課税分	26,600円	26,600円
	後期高齢者支援金分	9,600円	9,800円
	介護納付金分	15,000円	15,300円
平等割	基礎課税分	21,800円	21,800円
	後期高齢者支援金分	7,200円	7,200円
	介護納付金分		
課税限度額	基礎課税分	65万円	66万円
	後期高齢者支援金分	24万円	26万円
	介護納付金分	17万円	
	合計	106万円	109万円

【その他の国民健康保険制度の改正について】

1 国民健康保険税の軽減措置について

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の「29.5万円」から「30.5万円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額が現行の「54.5万円」から「56万円」に引き上げられる予定です。

施行期日 令和7年4月1日（予定）
地方税法施行令改正による

一人世帯の給与所得者の場合、下の表の所得区分に応じて、国民健康保険税の均等割額及び平等割額が軽減される。

軽減割合	所得区分		軽減額
	(改正前)	(改正後)	
7割軽減	43万円以下		56,490円
5割軽減	43万円を超える 72.5万円以下	43万円を超える 73.5万円以下	40,350円
2割軽減	72.5万円を超える 97.5万円以下	73.5万円を超える 99万円以下	16,140円